１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（６５７））
２．日　時：平成３０年２月７日　１３時５５分～１４時５０分
３．場　所：原子力規制庁　１３階会議室Ｂ
４．出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：
日本原子力発電株式会社：発電管理室　副室長（他７名）

５．要旨
（１）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、新規制基準への適合性に係る主な変更点について説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【技術的能力 1.0 体制の変更について】
○　前回のヒアリングでも指摘したが、東海第二と東海発電所は別の発電所であるため、それぞれ独立した体制を整備することが前提であるが、災害対策要員の一部を兼務とするのであれば、独立した体制とすることで生じる安全上の弊害を整理して、理由を提示すること。
○　東海第二発電所の専従となっている情報班員（計３名）から、東海第二の事故対応の統括である本部長代理に直接情報が伝わらない体制になっているが、この情報班が本部長代理の指揮下になくても、東海第二の事故対応は実施可能なのか。専従の情報班員の役割を踏まえて説明すること。

（２）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

６．その他
提出資料：
・　東海第二発電所　新規制基準への適合性に係る主な変更点について（コメント回答）
・　東海第二発電所　新規制基準への適合性に係る主な変更点についての補足説明資料（審査資料抜粋）（重大事故等対処設備）
・　東海第二発電所　大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムへの対応について（別冊Ⅲ　テロの想定脅威の具体的内容）※非公開資料